

埼玉りそな銀行 銀聯カード コンタクトレス取扱特約

第1条（銀聯QuickPass加盟店）

1. 本特約は、「埼玉りそな銀行銀聯カード加盟店規約」（以下「本規約」といいます）の一部を構成します。
2. 加盟店は、本規約第1条第2項に従い当社の承認を得た店舗において、本特約に基づき、銀聯QuickPass（第2条第1項第1号において定義します）による決済の取扱い（以下「本取扱い」といいます）ができるものとします。
3. 加盟店は、本取扱いを行う店舗内外の見易いところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
4. 本特約と本規約とが矛盾抵触する場合には、本特約が優先して適用されます。

第2条（定義）

1. 本特約において、以下に掲げる用語の意義は、各号に定めるとおりとします。
 - (1) 銀聯QuickPass
銀聯が提供する非接触決済サービスであり、決済端末にカード等（次号で定義する）をかざして通信することにより、カード等の内部に搭載された情報を読み取って決済処理を行うものをいいます。
 - (2) 銀聯コンタクトレスカード等（以下「カード等」といいます）
銀聯の規定に基づき、銀聯の機能を搭載するカードまたは携帯電話その他の電子機器およびその他の媒体をいいます。
 - (3) 銀聯QuickPass取扱端末（以下「取扱端末」といいます）
銀聯QuickPassによる決済に対応する機能を備え、カード等の有効性をチェックする機器をいいます。
2. 本取扱いに関しては、本規約における「カード」を「カード等」、「CCT等」を「取扱端末」とそれぞれ読み替えるものとします。

第3条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、本規約第1条第2項に従い当社の承認を得た店舗において、取扱端末を使用して、本取扱いを行うことができるものとします。
2. 本取扱いにおいて、1件の売上金額（税金、送料等を含みます）が当社所定の金額を超える場合には、本規約第5条第1項の定めに従ってカード等の有効性や不正利用に該当しないことを確認するものとします。
3. 加盟店は、何らかの理由（故障、電話回線障害等）で取扱端末が使用できない場合

は、本取扱いによる信用販売を行うことはできません。この場合、いかなる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとします。

4. 本取扱いに係る信用販売の金額は、当該販売代金およびサービス提供代金（いずれも税金、送料等を含みます）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等を行わないものとします。

第4条（カード等の取扱いの中止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カード等の取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は、カード等の取扱いを中止または一時停止することにより、加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力によりカード等の取扱いが困難であると当社が判断した場合
- (2) その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情でカード等の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合

第5条（不正利用被害の負担）

加盟店が本取扱いによる信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたカード等に係る会員が、当該会員による利用ではない旨申し出たときは、当社は、加盟店に対し、立替払いを拒みまたは立替払金の返還を請求できるものとします。

第6条（本特約に定めのない事項）

本特約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱いをするものとします。

以上

(2023年7月制定)